新たに創業する

皆さまを応援します！

令和５年度　　　　　　　　　　敦賀商工会議所・福井県

地域連携創業支援事業（福井県事業）のご案内

**概 要**

市内で新たに創業を行う際の「初期費用」を支援します。

|  |  |
| --- | --- |
| 対象者 | 以下①～④の要件を全て満たす者   1. 令和５年４月１日以降に創業した者   （ただし、当所が認める場合は、令和５年３月１日以降に、敦賀  市内で創業した者も対象とする。）   1. 事業を行うために必要な許認可、届出または免許を   取得していること   1. 商工会議所等の支援機関の指導を受けて   事業実施計画書（交付申請書内）を作成すること   1. 経営安定のため、支援機関による経営指導を継続して   受けること |
| 対象事業 | 創業に関する事業  （公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる事業は除く） |
| 補助限度額 | ２０万円 |
| 補助率 | ３／４以内 |
| 応募締切 | 令和６年２月２８日まで（随時受付）  ※予算がなくなり次第、受付を終了します。 |

■ 対象経費、応募方法などは裏面をご覧ください。

■ 対象経費（以下の全てを満たすもの）

（１）創業前６ヶ月以降に支出したもの（創業定義…個人：開業届出に記載の創業日、法人：登記日）

（２）令和５年４月１日以降に支出したもの

　　（３）事業実施に必要と敦賀商工会議所が認める以下の経費

|  |  |
| --- | --- |
| 経費区分 | 内　　容 |
| 事業拠点開設 | 創業に必要な官公庁への申請書類作成等に係る経費、店舗等借入費、  事務所等改装費（ただし、価格が税抜５０万円以上のものを除く。）、  事業開始に必要な機械器具等の購入・改良・借用・修繕に要する経費（ただし、　　　価格が税抜５０万円以上のものを除く。）、その他必要と認められる経費 |
| 商品開発事業 | 従業員旅費、専門家謝金、専門家旅費、資材購入費、外注加工費、  試作用機械器具等購入費、機械改造費、借損料、会場借料、会場整備費、  サンプル作成費、雑役務費、通訳・翻訳料、  委託費（ただし、その事業の全てを委託するものを除く。）、産業財産権等取得費、資料購入費、印刷製本費、通信運搬費、消耗品費、その他必要と認められる経費 |
| 販路開拓事業 | 従業員旅費、専門家謝金、専門家旅費、販路開拓用機械器具等購入費（ただし、取得価格が税抜５０万円以上のものを除く。）、会場借料、会場整備費、  サンプル作成費、借損料、雑役務費、通訳・翻訳料、委託費（ただし、その事業の全てを委託するものを除く。）、資料購入費、広告宣伝費、ホームページ作成費、印刷製本費、通信運搬費、消耗品費、その他必要と認められる経費 |

■ 応募方法

　【応募締切】令和６年２月２８日まで（随時受付）

※予算がなくなり次第、受付を終了します。

　【提 出 先】〒９１４－００６３

　　　　　　　　福井県敦賀市神楽町２丁目１番４号

　　　　　　　　　敦賀商工会議所　中小企業相談所　宛

**【お問合せ先】**

■敦賀商工会議所　中小企業相談所

TEL：0770-22-2611 FAX：0770-24-1311　E-Mail：tcci\_soudan@tsuruga.or.jp

URL：http://www.tsuruga.or.jp

■福井県産業労働部創業・経営課

　　TEL：0776－20－0537　FAX：0776－20－0678

E-Mail：sougyoukeiei@pref.fukui.lg.jp

**【提出までの流れ】**

①申請書の作成

敦賀商工会議所のＨＰから応募様式をダウンロードして作成してください。

事業計画は、必ず支援機関（商工会議所、商工会、金融機関、士業など）の指導を受けて 作成してください。

②添付書類の準備

開業届の写（個人事業主のみ）、全部事項証明書の履歴事項全部証明書の写し（法人のみ）、補助を受けたい経費の支払が行われたことを証する書類（領収証など）を添付してください。

③提出　敦賀商工会議所の窓口まで持参してください。